

平成30年度
定期監査報告書

北秋田市監査委員

北秋監 030007
平成31年3月27日

北秋田市市長	津谷永光様
北秋田市議会議長	黒澤芳彦様
北秋田市教育長	佐藤昭洋様
農業委員会会長	後藤久美様
選挙管理委員会委員長	津谷憲司様

北秋田市監査委員 中川真一

北秋田市監査委員 山形聡伸

北秋田市監査委員 関口正則

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による平成30年度の定期監査を北秋田市監査基準（平成29年北秋田市監査委員訓令第1号）に基づき実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

なお、この監査結果に基づき、又は監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

平成30年度定期監査結果報告

1. 監査の目的

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した。

2. 監査の対象、実施場所及び日程

本年度の定期監査は、全部局を対象として実施した（下記枠線内に記載の部局については、書面監査のみ）。

会計課・議会事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・監査委員事務局	
各総合窓口センター（合川、森吉、阿仁）・各診療所（合川、米内沢、阿仁）	
消防本部（総務課、予防課、警防課）・消防署	以上15部局

◇前期：11月5日～11月30日 執行分

実施期日	対象部局名	実施場所
11月5日（月）10:00～	財務部 財政課 財政係、電算システム係、管財係、地籍調査室	本庁舎
11月7日（水）10:00～	財務部 税務課 市税係、収納係	宮前町庁舎
11月9日（金）10:00～	総務部 内陸線再生支援室	阿仁庁舎
11月12日（月）10:00～	建設部 上下水道課 業務係、水道係、下水道係	森吉庁舎
11月14日（水）9:00～	建設部 都市計画課 都市計画住宅係	〃
11月16日（金）9:00～	建設部 建設課 管理係、工務係	〃
11月19日（月）9:00～	教育委員会 総務課 総務係、給食センター	第二庁舎
11月21日（水）9:00～	教育委員会 学校教育課 義務教育係	〃
11月28日（水）9:00～	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係、文化係	市民ふれあいプラザ
11月30日（金）9:00～	教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ係	鷹巣体育館

◇後期：1月16日～2月4日 執行分

実施期日	対象部局名	実施場所
1月16日（水） 10:00 ～	総務部 総務課 総務係、危機管理係	本庁舎
1月21日（月） 10:00 ～	市民生活部 生活課 環境係、地域推進係	〃
1月23日（水） 10:00 ～	市民生活部 市民課 市民係、国保年金係	〃
1月24日（木） 10:00 ～	総務部 総合政策課 政策係、広報係、移住・定住支援室	〃
1月25日（金） 10:00 ～	健康福祉部 福祉課 保護係、地域障がい福祉係、こども福祉係	〃
1月28日（月） 10:00 ～	健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係、高齢福祉係、地域包括支援センター	〃
1月30日（水） 10:00 ～	健康福祉部 医療健康課 地域医療対策室、健康推進係	保健センター
2月 1日（金） 10:00 ～	産業部 商工観光課 商工労働係、観光振興係	第二庁舎
2月 4日（月） 10:00 ～	産業部 農林課 農業振興係、林業振興係	〃

3. 監査の範囲及び着眼点

今年度の定期監査は前期：平成30年4月1日から平成30年9月30日、後期：平成30年4月1日から平成30年11月30日までに執行された各所管の事務事業を対象に、適正かつ効率的に行われているかについて、次の点に重点を置いた定期監査資料の提出を求めて実施した。

- (1) 職員体制（配置）の運用が適切に行われているか（非常勤職員を含む）。
- (2) 歳入、歳出予算等の執行の手続きが適切に行われているか。
- (3) 契約事務が関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (4) 補助金等の事務手続きが要綱等に基づき適正に行われているか。
- (5) 施設の維持管理等（指定管理施設を含む）が適法かつ適切に行われているか。
- (6) 財産、備品の管理及び事務用消耗品類の取扱いが適正に行われているか。
- (7) 関係事務が法令・条例等に基づき適正に処理されているか。
- (8) 決算審査時等の指摘事項が改善されているか。

4. 監査の方法

監査対象課等から提出された定期監査資料に基づいて、書面監査を実施した。また、前期の財政課など10課及び後期の総務課など9課の計19課については、関係職員の説明を聴取し、関係書類等の調査・照合を行い、不明な点については関係職員への質疑を行うなどの方法により実施した。

5. 監査の結果

監査の結果、一部に改善を要する事例が見られたが、おおむね適正に執行されていると認められた。

改善を要する事例は、次のとおりである。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上、留意すべき事項等については、関係職員に対して文書又は口頭で指導したので、記述を省略した。

(改善を要する事例)

(1) 調定の遅延について

地方自治法第 231条の規定により歳入を収入するときは調定しなければならず、調定の時期については、市財務規則第28条に規定されているが、収入済額があるにもかかわらず調定が行われていない事例が多数確認された。これらの事例のうち特に件数の多かった項目は、公民館使用料や証明手数料等の「その性質上事前に調定し難い収入」に分類されるものであるが、これらの収入に行う事後調定の時期については、市財務規則第30条に規定されているところである。

調定に関する事務は、収入事務のもっとも基本的な事務であり、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。

(生活課、市民課、福祉課、高齢福祉課、都市計画課、上下水道課、消防本部教委総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課)

(2) 支出負担行為の遅延について

支出負担行為は地方自治法第232条の3に規定された必須の事務であり、支出負担行為として整理すべき時期については、市財務規則第55条に規定されているが、支出の原因となる契約その他の行為が行われているにもかかわらず支出負担行為として整理されていない事例が複数確認された。

支出負担行為に関する事務は、支出事務のもっとも基本的な事務であり、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。

(総合政策課、上下水道課、商工観光課)

(3) 中小企業振興資金の預託金額の調整について

中小企業振興資金（マル北資金）制度は、市が金融機関に融資原資の一部を預託し、金融機関は預託金の5倍を目途に市内中小企業者に融資を行う制度であり、市の中小企業振興施策の中心に位置づけられる事業であるが、前年度末融資残高 1,226,656千円に対して、取扱金融機関への預託金は 140,000千円であり、預託倍率は8.8倍となっている。

預託倍率は預託契約書類に明記されたルールであり、融資残高の増減に伴う預託金の増減は必定の調整事項だが、ルールと現状との乖離が大きくなっており、契約書等に則り適正に預託金額の調整を行う必要がある。（商工観光課）